

坂井市立大関小学校 いじめ防止基本方針

令和7年4月1日

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを児童が十分に理解することが大切です。

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るために基本となる事項を定めることにより、児童が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものです。

—福井県いじめ防止基本方針より—

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 本校は、一人ひとりが互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、児童が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気をもって行動できる人として育てることを重視する。
- (2) 本校は、すべての児童が、まず、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努める。
- (3) 本校は、児童が安心して生活し、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、いじめをなくすことを目的に、市、市教育委員会、家庭、地域の関係者と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組む。

2 いじめの定義と判断

- 「いじめ」とは当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）により、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものを指す。
- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

3 いじめの防止等のための具体的取組

(1) 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育

○ポジティブ教育の推進

学年に応じて、「SST」「ピア・サポートプログラム」「レジリエンストレーニング」などの実践を重ね、自ら幸せを創り出していく教育の浸透・継続を図る。

○自己肯定感を高める教育

児童の多面的な能力を引き出し、自己肯定感を高める教育を進めることにより、自分を大切にし、児童同士が互いのよいところを認め合う人間力を高める。また、「ちくちく言葉」による心の痛みを知り、「ふわふわ言葉」を使うように働きかける。

○人権教育の推進

人権教育を計画的に進め、人それぞれの個性を認め、自分だけでなく、他の人の大切さも認めることができる態度を育てる。

○体験活動の推進

集団宿泊体験や縦割り班（異学年交流）活動等を通して児童の絆を強め、お互いに認め合い助け合う心を育てる。

○道徳教育の推進

発達段階に応じた指導を計画的に行う。自分の考えをまとめたり、友達の意見を聞いてさらに自分の考えを深めたりする対話的な授業を進めることにより、思いやりの心や認め合い学びあう心、感謝の心を育てる。

（2）学校評価への位置付け

○いじめ防止等のため、環境づくり・マニュアルの実行・児童、保護者へのアンケート・児童、保護者との面談の実施、校内研修の実施等に係る項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめ防止の取組の改善に努める。

○評価項目

【教職員】

- ・児童の「居場所づくり」のために、自己有用感や自己肯定感を高め、互いに認め合う学級づくりに取り組むなど、ポジティブ教育に取り組んでいる。
- ・いじめを「しない」「許さない」指導に取り組んでいる。
- ・道徳の授業では、道徳的な価値について、考え方議論する場面を設定している。
- ・児童や保護者が相談しやすい環境づくりに努めている。

【児童】

- ・友達のことを大切に思って、友達に優しくしている。
- ・学校は楽しい。
- ・みんなで何かをするのは楽しい。

【保護者】

- ・学校は、いじめのない学校・学級づくりに努力している。
- ・学校は、子どもたちや保護者の悩みや相談について、真摯に対応している。
- ・学校は、学校便りやホームページ、学年だより等で教育の内容や子どもたちの様子をよく伝えている。

(3) いじめの未然防止

○「魅力ある学校づくり」

- ・どの児童にとっても、分かりやすい授業のあり方について、公開授業や授業研究を行い、児童が楽しく学べる「授業改善」に努める。
- ・縦割り班活動や異年齢交流活動を行い、児童が安心して過ごせる「心の居場所づくり」や児童が主体となって互いに認め合い励まし合う「絆づくり」を進め、いじめの起きない学校・学級づくりを推進する。
- ・学級活動や児童会活動等を活用して、児童の主体的な活動によるいじめ防止等の取組を推進する。

○「いじめ対策委員会」の設置

いじめ対策について、指導の方策を協議し、具体的な活動を計画、実践する。

○開かれた学校づくり

「開かれた学校」の観点に立ち、いじめへの対処方針や年間指導計画等、いじめ防止策に関する情報を積極的に公表し、保護者や地域住民等の理解や協力を求める。

○インターネットや情報機器に関する指導

インターネットや情報機器（スマートフォン・携帯電話・タブレット・ゲーム機等）の利用について、学校独自のルールづくりを通して、児童や保護者が危険性や注意点等を考える機会を設ける。また、国の「教育の情報化に関する手引き」等を活用し、情報モラル教育の充実に努める。

○保護者との連携と適切な支援

以下の児童を含め、特に配慮が必要な児童について日常的に適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童への必要な指導を行う。

- ・発達障害を含む、障害のある児童
- ・海外から帰国した児童や外国人の児童など、外国につながる児童
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童
- ・東日本大震災により被災した児童など避難している児童

○SOSの出し方に関する教育

危機的状況に対応するため、援助希求行動（身近にいる信頼できる大人にSOSを出すこと等）ができるための教育を行う。

(4) いじめの早期発見

○相談しやすい関係

心配事や困ったことについて、児童生徒から気軽に話しかけたり、相談したりできる雰囲気をつくるよう努める。

○積極的ないじめの認知

児童の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いをもち、積極的にいじめを認知するよう努める。

○自己チェックの活用

児童が日々の生活を振り返るための自己チェックを行い、それを学級担任が確認することにより、いじめ等の早期発見に努める。

○児童のアンケートの実施

定期的にいじめの実態調査を行い、いじめ等の問題の早期発見に努める。

○保護者に対するいじめ調査の実施

児童のアンケート実施に合わせて、保護者対象のアンケートを年3回実施し、情報を集めて、いじめ等の問題の早期発見に努める。

○いじめに係る情報の記録

いじめに係る情報を適切に記録する。

○教育相談体制の充実

学級担任による定期的な個別面談を通して、学習や人間関係の悩み等を聞き取ると同時に、適切な助言と学級全体への働きかけにより好ましい人間関係の構築を図る。

○家庭や地域との連携

家庭訪問や電話連絡などを通して、日ごろから保護者との情報交換を密にするとともに地域の住民や関係団体との連携を進めることにより、家庭や地域における児童の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努める。

○いじめ対策委員会への報告

いじめを発見し、または相談を受けた場合、速やかにいじめ対策委員会に報告し、情報を共有する。

(5) いじめの事案対処

○「いじめ対応サポート班」による対応

特定の教職員で抱え込まず速やかに情報を共有するとともに、「いじめ対応サポート班」による具体的計画、対応により被害児童を守る。

○被害・加害児童への対応

いじめを受けたあるいは報告した児童の心のケアを行い、安全を確保するとともに、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で、適切な指導を行う。

○外部人材の活用と関係機関との連携

必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポート等の外部専門家、警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等の関係機関と連携を取りながら、早期解決に向けた最善の方法を講じる。

○警察との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべき場合や重大な被害等が生じる恐れがある場合は、直ちに警察に連絡し連携して対応する。

(6) いじめの解消

○いじめの解消については、少なくとも次の二つの要件を満たしているか確認すると共に、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

①いじめに係る行為が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。(少なくとも3か月)

②被害児童が心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、面談等で確認する。

(7) いじめによる重大事態への対処

○いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い（30日間を目安とする）」があるときは、国といじめ防止基本方針やガイドライン等にしたがって、次の対処をする。

- ・重大事態が発生した旨を、市町教育委員会を通じて地方公共団体の長に速やかに報告する。
- ・学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、市町教育委員会への調査結果の報告を速やかに行う。
- ・市町が調査主体になる場合は事実関係を明確にするための調査に協力する。

4 いじめの防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会

いじめ防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を常設し、定期的に開催する。

（構成員）校長、教頭、教務、生徒指導主事、保健主事、教育相談担当、養護教諭 等

- （活動）
 - ・未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成
 - ・教職員、生徒、保護者等に対し、学校いじめ防止基本方針について周知
 - ・「思いやりや助け合いの心をもって行動できる」子どもを育てるための具体的な活動の計画、実践、振り返り
 - ・いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」について協議
 - ・児童間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践
 - ・いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡体制づくり
 - ・校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成
 - ・計画的なアンケート調査や個人面談の計画
 - ・記録の保存（保存期間：5年）
 - ・「いじめ対応サポート班」の設置
 - ・教育委員会や関係機関等との連携
 - ・学校評価への位置づけ、および学校いじめ防止基本方針に基づく取組の点検

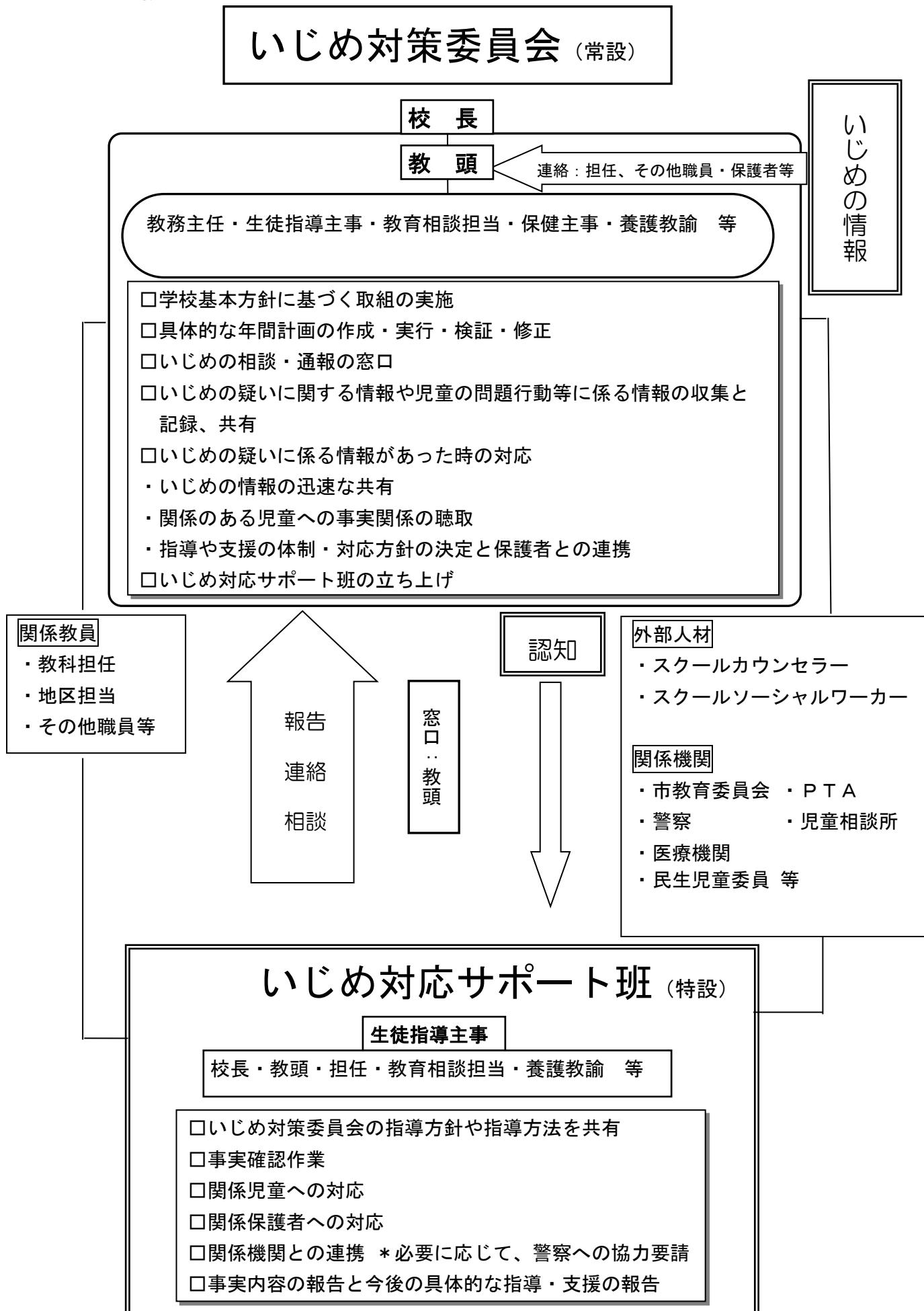
(2) いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取組を行う。

（構成員）校長、教頭、生徒指導主事、担任、教育相談担当、養護教諭 等

- （活動）
 - ・当該いじめ事案の対応方針の決定
 - ・関係者からの聴取等による情報収集
 - ・いじめ対策委員会への報告、連絡、相談
 - ・被害児童やその保護者への継続的な支援
 - ・加害児童への指導やその保護者への説明
 - ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家や警察、児童相談所等との連携

(3) 組織図



【いじめ対策の年間行動計画】〔4～6月〕

大関小学校

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
4 月	<p><u>いじめ対策委員会</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針確認 ・年間計画策定 <p style="text-align: center;">↓</p> <p><u>職員会議</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間計画周知 ・教員の意識点検 <p style="text-align: center;">↓</p> <p><u>P T A 総会</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針の公表 <p><u>校内研修</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・魅力ある学校づくり昨年度末のアンケート分析と1学期の目標と方向性の確認 						
5 月	<p><u>いじめ対策委員会</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報共有 (全職員でいじめの有無や児童の現状について情報共有する。) <p><u>校内研修</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・学級経営・道德教育 <p><u>いじめ対応サポート班</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・起きたときに即対応 						
6 月	<p><u>いじめ対策委員会</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート調査と情報共有 <p><u>保護者会</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報や意見収集 <p><u>授業研究・授業改善</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの居場所、絆づくりを意識した授業のあり方を追求 						

〔7～9月〕

大関小学校

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
7 月	<u>いじめ対策委員会</u> ・情報共有						
	<u>いじめ対応サポート班</u> ・起きたときに即対応						
	<u>子どもの声調査の分析と 2学期の計画</u> ・未然防止に生かす						
8 月	<u>いじめ対策委員会</u> ・1学期の振り返りと 2学期の方策 <u>校外研修</u> ・課題別研修 ・教育研究所研修 <u>校内研修会</u> ・いじめに関して ・教員の意識点検						
	<u>いじめ対応サポート班</u> ・起きたときに即対応						
	<u>いじめ対策委員会</u> ・情報共有						
9 月	<u>いじめ対応サポート班</u> ・起きたときに即対応						

[10~12月]

大関小学校

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
10 月	いじめ対策委員会 ・情報共有						
	いじめ対策サポート班 ・起きたときに即対応					修学旅行 ・絆づくり	米収穫
11 月	いじめ対策委員会 ・いじめアンケート調査 と情報共有						
	いじめ対策サポート班 ・起きたときに即対応						
	PTA研修会 ・親子講演会						
12 月	人権教育・人権週間に 関する校内研修会 ・人権週間取り組み						中学校 体験入学
	いじめ対策委員会 ・情報共有						
	保護者懇談会 ・情報や意見収集						
	いじめ対応サポート班 ・起きたときに即対応						
	子どもの声調査の分析と 3学期の計画 ・1学期末との比較						

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
1 月	<u>いじめ対策委員会</u> <ul style="list-style-type: none"> ・2学期の振り返りと 3学期の方策 ・定期的に状況把握 ・情報交換 	冬休みの思い出発表会 <ul style="list-style-type: none"> ・発表を通してクラスの絆づくり、普段の様子把握 					
	<u>いじめ対策サポート班</u> <ul style="list-style-type: none"> ・起きたときに即対応 	<保護者対象>第3回いじめ調査					
2 月	<u>いじめ対策委員会</u> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート調査 と情報共有 	心のアンケート調査					
	<u>いじめ対策サポート班</u> <ul style="list-style-type: none"> ・起きたときに即対応 	教育相談週間					
3 月	<u>新入生 交流会</u>	中学校 遠隔通信					
	のびのびなわとび <ul style="list-style-type: none"> ・自己記録への挑戦 ・異学年への励まし 						
	6年生を送る会 <ul style="list-style-type: none"> ・感謝の心 ・次の学年の自覚 						
	<u>取組評価アンケート</u> <ul style="list-style-type: none"> ・取組のふり返り ・来年度の計画 	取組評価アンケート(子どもの声調査を含む) <ul style="list-style-type: none"> ・児童、職員から収集 ・1年間の振り返り 					
	<u>いじめ対策委員会</u> <ul style="list-style-type: none"> ・年度の振り返り ・新年度の方策 ↓ ・職員会議で課題の確認 						
	<u>いじめ対策サポート班</u> <ul style="list-style-type: none"> ・起きたときに即対応 						